

平成20年 第1回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

5番、岡議員の一般質問を許します。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

おはようございます。5番、岡夏子、一般質問を行います。

まず今回の談合事件についてお尋ねいたします。

昨年9月の庁舎改修に伴う仮庁舎仮設工事の入札に絡んで、1月末に談合疑惑が発覚し、業者と建設課の担当係長が逮捕、起訴されておりますが、その経過とこれまでの町の対応をお尋ねいたします。

次に、今回の談合事件により、町民の町に対する信頼は失墜していると思われます。町長は事件をどのようにとらえ、責任をどう果たされるのかお尋ねいたします。

2番目に、入札契約の制度見直しについて。まずその後の談合事件の捜査で、情報漏洩が常態化していた疑いが報道されましたが、これまで職員への法令遵守や倫理の指導監督及び町と関係する業者の指導啓発はこの間どのように行ってこられたのかお尋ねいたします。

2番目に、談合防止策について、罰則規定や違反、契約違反などのペナルティー強化及び入札監視のための第三者委員会設置などを再度求めますが、町はほかの防止策も含め、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

3番目に、入札結果の公表内容や理由書がつけられていない随意契約結果表、契約変更に関する公表のあり方など入札契約に関して積極的な情報公開とは言えない現状です。町のホームページの掲載内容も含めた入札契約の透明化の施策をお尋ねいたします。

最後に、職員倫理条例の制定について。今回の談合事件で設計価格を知り得る職員の関与が発覚したことで、管理監督者の責任は重いと思われます。失われた町への信頼を回復するため、また職員の職務に関する倫理の確立のため、違法かつ不正な要求を拒否するなど必要な措置を講じて職員が公正な職務を遂行できるよう、職員倫理条例の制定を求めますが、見解をお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長 安高 直彦君

それでは、私の方から庁舎改修仮設工事建築にかかわる談合事件の経過の概要について、ご説明を申し上げます。

1月の28日に、県警の捜査員が本庁を来庁されまして、関係書類の任意提出を求められております。その28日に今回の工事の受注者であるコア企画の川原社長が競売入札妨害の談合容疑で逮捕されたという一部新聞の報道等を契機に、各新聞、テレビ各社が取材のために殺到したわけでございます。で、町長、副町長の私、不在のために、翌29日に記者会見をすることを約束しまして当日は退庁をお願いしたものでございます。翌29日に10時から記者会見を行いまして、その対応いたしましたのは、私と財政課長、それから建設課長、総務課長が対応をいたしまして、記者等の質問に答えたところであります。その後、午後から役場の方に家宅捜査を受けまして、関係書類等々を押収されております。

2月の1日になりまして、いわゆる今回の工事のメンバーであります赤星建設の赤星社長が、同じく競売入札の談合容疑で逮捕という新聞報道が翌2日にされております。

それから2月の10日に、午後6時50分に本町の岡本係長が、競売入札妨害の偽計容疑ということで逮捕をされたという一報が私の方に入りました。これはそのときの内容ですが、工事の入札を巡って大まかな設計金額を建設会社の社長に漏らしていた疑いが強まって入札妨害の疑いで逮捕されたという一報が7時40分ごろある報道機関から私どもに入りまして、今後の対応を一応協議をしたということでございます。翌11日に記者会見を行いまして、その折は町長、それから私以下関係職員で対応いたしました。その折に町長からも、まことに遺憾でトップとしての責任を痛感するとともに、住民の皆さんに大変申しわけないと思うというような、冒頭記者会見の中で述べております。

それから2月の18日になりまして、今回の業者であります川原良一、赤星両容疑者が競売入札妨害の談合罪で、地裁の飯塚支部に起訴されたと。そして、残りの5業者が同じような妨害で略式起訴されて、50万の略式命令を受けたと、これが2月19日の新聞で承知したわけでございます。この2月のこの間におきまして、いろいろと関係書類については、数度にわたりまして任意提出をいたしております。

またこの間、町の関係職員7名に対して、事情聴取がございましたので、それに7名が一応応じたということでございます。

それから3月の2日に競売入札妨害罪で福岡地裁の田川支部に先ほどの岡本係長が起訴をされたということを新聞報道等で承知しております。

以上、このような流れでございますが、私どもといたしまして、新聞等の報道に基づきまして承知するしかないというのが現状でございます。今お話ししたのはすべて報道関係等の情報に基づいて回答させていただいております。

それからあとは、先ほどのこれまでの町の対応ということでございますけれども、町の対応といたしましては、捜査に協力をして事実の解明に努めるということと、組織を挙げて全力でこの

再発防止対策に取り組むということを行っております。

また基本的には、職員の意識改革と入札制度改革の二本立てで改革を図っていくことになりそうです。昨日来、いろいろとご質問に対してお答えしておりますように、談合を防止するためのコンプライアンスの徹底が必要ということで職員の倫理条例の制定、これについても制定をするということで決定をいたしております。

それから職員に対する綱紀粛正の適用を図るということで、職員、課長会議並びに通達等で周知徹底をするようにいたしております。

それからあと入札制度改革につきましては、昨日もいろんなご質問がありましたように、財政課長からお答えしたとおり、一般競争入札の対象工事金額の引き下げ、予定価格及び制限価格の事前公表の可否、それから一堂に会してのメンバー説明会の廃止、それから指名業者の構成についての一定割合の町外選定することの可否、もろもろにつきまして、資格審査委員会、それから関係者で協議をして4月1日の施行に向けて現在検討をいたしているところでございます。

それで、あと業者への対応でございますが、指名停止措置を芦屋町の指名停止等の措置要綱に基づきまして、それぞれ関係しました業者につきましては、指名停止の措置をとっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

2点目の町長は今回の事件をどのようにとらえ、責任をどう果たされるのかというお尋ねでございますが、このことにつきましては、議会初日の施政方針、それから昨日の辻本議員、それから川上議員のご質問の折にもお話し申し上げましたように、この件につきまして、町政への信頼を著しく傷つけ、住民の皆さん初め多くの方々に多大なるご迷惑をおかけしたことについては反省し、おわびを申し上げたところであるわけであります。

それから責任をどう果たされるかということでございますが、今副町長の中にもございましたように、入札制度、この入札制度改革というのは、実は、昨年来より財政課長に依頼しまして、本年4月より実施するよういろいろ資料等を取り寄せ準備をしておったわけでございますが、職員のいわゆる逮捕ということになりまして、なお一層、昨日の川上議員の質問にもありましたように、職員の倫理規定、倫理条例、これからなお人事のいわゆる膠着がないという人事、それから組織のあり方等々を検討いたしまして、今後二度とこのようなことが起こらないよう施策を実施して研鑽をいたしていくつもりでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

それでは、2点目の入札制度の見直しについての1点目の、職員の法令遵守や倫理の指導監督についてどのように行ってきたのかということと、一番最後の職員倫理条例の制定についてあわせてお答えさせていただきます。

職員の法令遵守や倫理の指導監督はどのように行ってきたのかということにつきましては、先日川上議員の一般質問の際にお答えしましたとおりに、職員は地方公務員法で服務が厳しく定められており、当然法令遵守をするように指導監督しておったところでございます。

さらに選挙時や、年末、あるいはそういった全国の公務員等の不祥事の折に触れまして、綱紀肅正に関する通達を出しまして、町民の皆様方に疑惑や不信を与えることのないように指導もしておりました。しかしながら、こういうような事件が起こりましたので、これを反省点といたしまして、先日も申しましたとおりに改善策を出して、このようなことのないように努めていくところでございます。

続きまして、職員倫理条例の制定についてでございます。職員倫理条例の制定につきましては、昨日川上議員にお答えしました、また本日町長、副町長からもお答えがあったとおりに、条例化されました自治体のよいところを十分に参考にいたしまして、さらに透明度の高い倫理条例の制定を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

入札制度、契約制度の見直しの1点目の項が、町と関係する業者の指導啓発はどのように行ってきたのかということについてお答えします。

まず指名競争入札の場合は現場説明会というのを開催しますが、その折に注意事項という表題と談合情報に対する措置という2つの内容を記した書面を現説に参加した業者の代表者に書面で交付します。そして、その上で契約係の担当者がその場で内容を読み上げ、注意を喚起しております。いわゆる談合防止関係におきましては、注意事項、幾つかあるわけですが、その7番目に、「入札者が明らかに協定し、また不正な行為があったと認められる入札は無効となるので、かかる疑いを招かないよう厳に注意すること」という一文がございます。また談合情報に対する措置の中では、入札前に談合に関する情報があり、信憑性がある場合は芦屋町談合情報対応事務要領に基づき次の措置を行うという前置きで、5点ほど注意事項を書いております。

1点目、入札日を原則として延期する。

2点目、入札に参加しようとする者をくじにより3割を限度として減じた上で当該入札を執行する。

3番目、入札の結果、情報どおりの者が落札した場合は、契約を締結した上でその後の指名において、当初入札に参加しようとした者全員に、三月以内の期間指名を回避する。ただし、落札した業者については、当該落札に係る契約期間及びその後の三月以内の期間、指名を回避する。

4番目、必要に応じて工事内訳書の提出を求める。

5番目、資格審査委員会の審議に基づき、公正取引委員会及び警察へ通報するという内容でございます。

それから2点目の罰則規定の強化ですが、そういう点では現行の芦屋町指名停止措置要綱がございますが、この内容を見直し、具体的に言いますと、指名停止期間の長期化等の厳罰化に向けた検討を行っております。

それから契約違反のペナルティーに関しましては、契約締結の際に違約金に関する特約条項というのを契約書につけて契約しております。この内容につきましては、まず1点目、談合に関して公正取引委員会が課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、次に2点目として談合の罪に問われ、刑が確定したとき、この2つの場合には契約金額の10%に相当する額を、違約金として町に支払わなければならないという内容でございます。この特約条項は、今後ともすべての契約処理につけて取り交わしてまいりたいと考えております。

次に、第三者委員会、いわゆる入札監視委員会のことでございましょうが、手元にあります資料、ちょっと若干古いかもしれませんが、18年4月1日現在の状況では、全都道府県、それから全政令市、これは既に設置済みでございます。しかしながら、市区町村では1,688団体、全体の92%が未設置でございまして、郡内中間市においても未設置の状況でございます。また設置してある140団体中、44団体、これは31.4%に当たりますが、これが監査委員など既存組織を活用しているということでございまして、これらのことを含め、今後の検討課題とさせていただきますと考えております。

その他の防止策につきましては、昨日の辻本議員の質問でお答えしましたように、また先ほど町長からご発言がありましたように、まず1点目として一般競争入札の対象工事について、現行5億円の引き下げ、2点目として予定価格及び制限価格を事前公表すべきか否か、3点目、一同に会しての現場説明会の廃止、4番目、指名業者名の公表が事前公表から事後公表へ、5番目として、指名業者の構成について一定割合は町外業者を選定することの可否、こういうことについて、4月1日施行に向け、検討している最中でございます。

それと3点目の入札結果の公表等々でございますが、入札結果の公表につきましては、現在窓口閲覧が、これには参加業者がすべて書いてありますし、予定価格、それから落札価格、どの業

者がどの金額を入れたんだといういわゆる入札結果表を窓口閲覧で公開しております。それとホームページにも掲載しておるわけですが、ホームページの掲載は、いわゆる簡便型と申しますか、契約日、工事件名、それから契約金額、それと業者名、これらを公表することで対応しておりますが、今後はホームページの公表内容を窓口公表と同じ内容でホームページに掲載しようということを現在準備を進めております。

それから随意契約の関係ですけれども、130万円以上のいわゆる1社随契、これらに理由が付いてないというご指摘でございますが、今後はこれは1社随契にするに当たっては、当然地方自治法施行令の根拠規定があるわけですので、その根拠条項を付するという、また契約変更についての変更理由、事細かな変更理由というのは不可能かもしれませんが、大まかな変更理由をつけて公表することについても現在検討しておる最中でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

昨日から入札制度改革や職員倫理条例の質問の中でお答えになったことも含めて、結果など詳しくご報告いただいておりますが、まず私が一番最初に挙げてます経過と対応ということでは、もちろん町民の方々を含め、皆様が先ほど来報告されてます1月28日に業者、いわゆる落札業者の逮捕というニュースが新聞で報道されて、翌日に町として報道機関に対する会見をされた、そのことから現在に至るまで、町民の方々もこの最終的な事件の決着がどういうふうになるのか、あるいはまだ余罪として出てくるのかという、そういうかたずをのんで注意して見ていらっしゃる状況の中で、私ども議会におきましては、2月25日に全員協議会を開いていただいたときに、先ほど来の経過、あるいは町の対応を聞くことができましたが、その1カ月後の議会への説明というも遅いのではないかなどそのときは思いましたが、あくまでもそのときは報告でしたので、そこで意見やら申し上げることはできませんでしたが、その間、新聞報道、あるいは2回の町の会見の中でしか、町のいわゆるこの事件に対する姿勢というかですね、それをうかがい知ることができなかったんですけど、そういう中で1点だけちょっと先にお尋ねしたいのは、1月29日に業者逮捕の報道を受けて会見された際に、発注者の責任者として波多野町長のお姿がその会見場になかった、あるいはそういうお声が聞けなかったということでは、29日の会見に町長が出られなかったのは、どういう理由からでしょうか、そのことをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 安高 直彦君

それでは、私の方からお答えさせていただきます。

第1回目の記者発表、会見と言いますか、これは先ほど言いますように私が対応させていただきました。それは今回の入札の談合におきますいわゆる予定価格の最終権限者が私でございました。したがって、私の方が出席すべきであろうということで対応させていただきました。

それで、今回の場合は本来ならばいわゆる金額で行きますと、町長が最終権限者でございますけれども、町長はちょうど長期出張中でしたので、私が地方自治法の規定に基づく職務代理人として私が町長の職務代理ということになっておりましたので、私とその最終的な決裁を9月の13日にしたということから私が締めくくりをさせていただきました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

職務代理人、あるいは最終決裁者としてあの場に出て説明されたということでお聞きしますが、これはあえて町長にまた問うてもご回答があるかはわかりませんが、私ないしは町民の方々も、やはり発注者側の責任者というのは、その決裁についてはそういう状況だったので副町長がされたとしても、起こった事件の発注者側の責任者としては、やはり町長もそのとき会見されるべきではなかったかというようなことを私も思います。そして、町民の方からもそういう声を聞いたので、ちょっとあえて申し上げさせていただきました。

それで早速、具体的な質問に入りますが、先ほど来その経過の中で、この9月13日に行われた入札の業者というのは全部で7業者だったと思います。その中の2業者が事実上逮捕され、起訴されておりますが、あとの5業者に関しては略式起訴、そして各50万円のいわゆる略式の支払命令が出されたというふうに報道機関、報道で知ることになっておりますが、この7業者のうちの町内業者は何業者なのでしょう、そのことを先にお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

私どもが町内業者という扱いをしているのには、一つ定義がございます。それは芦屋町でその生業を起こされて、起業されて芦屋町で営業活動されると。さらに発展的に、例えば北九州市に本社を移したといっても、これは町内業者扱いしております。芦屋町内に支店なり営業所を置かれておる、本社は別のところ、芦屋で起業されたわけでもないという業者さんは町内業者という扱いをしておりません。そういう観点で申し上げますと、この7社のうち6社が町内業者でございます。で、もう1社は町内に確かに支店は置いてありますけれども、本社は別のところにあり

ますので、町内業者扱いということはしておりません。したがって、町外業者が1社混じったということでございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

そうしますと、先ほど来のすべてにおいて、質問のすべてにおいて回答された中と総合的に見ますと、6業者の町内業者は指名停止を受けていると。それでちょっと前後しますが、その指名停止の内容を、できればちょっと前後しましたが、7業者の指名停止の内容、期間を先にお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

逮捕された2業者、私どもの指定停止措置要綱の中には、逮捕されたという事実、談合の疑いで逮捕されたという事実があれば、その時点で指名停止をかけるという要綱になっておりますので、逮捕された2社に対しては、その事実を知り、なおかつ決裁がおりました日から1年間の指名停止を行っております。

それから他の5業者につきましては、逮捕でないで公訴の提起を受けた、これは略式起訴であってもそれに間違いのないわけですから。その業者については9カ月の指名停止、他の5社すべてですよ、町外業者も含めた中で他の5社すべては9カ月の指名停止を行っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

そうしますと、先ほど回答いただいた、いわゆる町内業者と言われる6業者はすべて、もちろん指名停止を受けてますが、もともとこの建設関係の工事に関して、一定のその金額の制約もあるでしょうけれども、例えば5,000万円以下、あるいは今回の場合は約1,400万前後の契約内容でありましたが、町内業者は、やはり同じく指名願をされてる業者も同じ6業者という認識でよろしいのでしょうか。ほかにもいるのでしょうか、あるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

指名願を出して、うちに登録されておるから指名の機会が与えられるわけでありまして、そう

いう書類を出されていないところを指名するということはありません。特に特許を持った特殊工事だとか、そういうものは可能性としてはありますけど、そういうことです。

今回の庁舎改修仮設工事の建築におきましては、予算金額は約1,500万弱でした。だからランクとしてはBランク、Cランク、この2つのランクの業者さんを指名すべき事案であります。そして、しかも数といたしましては7社以上という決まりになっています。指名業者の中ですね。そうしますと、建築業者はそのB、Cランクの業者さんは、この6社以外に町内にはありません。ありませんでした。したがって、町内の6社をまず選定し、じゃああと1社選定するわけですが、どこにしようかというのが指名資格審査委員会の中で協議した結果、町外業者ではあるけど芦屋に支店を置かれておる1社があるから、その1社をしようということで、資格審査委員会の中では、この7社の選定については、すんなり決まったと、そういうことを思っております。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

いわゆる町内業者は6業者しかいないということで、まずもってその契約書の方は9月の契約事案でしたが、この事件のですね、事案は9月13日の入札でしたが、逮捕、2業者の最初の逮捕、あるいはその後ずれて、以下の5業者の略式起訴あたりのところでは、その逮捕からあるいは起訴、5業者の略式起訴の前後にかかるいわゆる工事に、今言う6業者のかかわった工事がいわゆる落札者がその6業者の中において、なおかついわゆる逮捕される前の契約ではあっても、その契約期間が例えば2月とか3月とかですね、そういうものもあると思いますが、そういうものについての対応はどういうふうにされたんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

ええとですね、この事件が明るみになるというか、1月28日の夕刊で報道されたわけですが、これ以前に入札を行い落札された業者と契約を結んだ事案はございます。そして、しかも工期としては28日以降、2月とか3月、こういった工事はあります、確かに。それらについてはさかのぼって契約を解除するとか、そういう法的な措置ができません。これはもう全国的に、大きなゼネコンであっても、そういう逮捕とかそういう事実の前に契約しとる事案については、きちっと工期までに完成していただくと。それが通常でございます。

それと、この事実が判明して、それからいろいろ契約を結ぶまで、契約を結ぶ段取りまでできとったんですけれども、こういう事実が明らかになったために、この7社のうちの2社が落札し

た工事については、業者さんの方からもう辞退されました。辞退届が出ました。それで1件については工事を断念し、1件については再度メンバーをかえてというか、もう町内業者いないわけですから、町外業者が3社でもって指名競争入札をやりました。そういうことであります。

それと、当然この明るみに出て、指名停止をかけた間の指名については、停止はしてないんですけど、いわゆる回避、これは指名すべきではないと。事案としてもほとんどないんですね、もう年度末ですから。仮にそういうのがあったら、指名回避という措置をとっておった、こういうことでございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

いずれにしましても、この事件によって、いろんな契約に関しても、いろんな混乱が生じているわけですが、いずれにしてもいろんな報道内容でしか私どもはこの経過なり問題点がわからなかったわけですが、もう1点だけ最終的に最後の質問をしたいんですが。報道の中で、もちろん今回の事件以外にも、係長の方が別な工事に対しても、設計価格に近い数字をばらしていたというような供述があるとかいう、それは報道の域を出ないんですが、そういうこともあった中で、その最初の会見の場で、もちろん副町長は職員の皆さんを信頼しているということでは職員の関与はないと信じていると。しかし、その後にそういうふうな職員の関与もわかり、逮捕者が出たということで、調査、いわゆる最初の会見から2回目の会見までの間に何なりとその報道機関でもいろいろ指摘されましたほかの部署にも関係ある、あるいは先ほど報告されました、いろんな部署に捜査が行ってるということでは、その間の職員に対する調査なりはされたのでしょうか、されてないのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 安高 直彦君

今のお話ですが、職員に関してかなり警察の方から事情聴取もされておりますし、そういうふうな対応についての報告も受けております。したがって、そういった内容については承知しておりますが、この辺については、今新聞報道ではされておりますが、私は今回の裁判の経緯を見て、その辺の実態はどうだったのかということは確認したいと思っています。これはいろいろ報道されてる部分とどうかという部分は、私自身も思える部分はありますけども、我々も敬虔にそういったこととお話しするというのは、今は適切じゃないと思いますので、この裁判の経過を見て、どのように職員が問われるかということについては、裁判の中で承知したいなというふうに思っております。

職員については、非常に関係職員もかなり影響を受けております。非常に精神的にもかなり受けておりますので、その辺の、まずこういうことがないだろうなというような確認はしておりますが、いずれ落ち着いて今後のそういうふうな問題点がどこにあったかということも含めて、今後の改善に充てたいという気持ちでございます。

そういうことで、いずれ裁判になりますので、その中で明らかになると思います。そうさせていただきますと思います。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

いずれ公判が始まり、業者との関係性、あるいは職員としてどのような経過を見てこういう事態になったのかというのは、私どもも注意深く見ていかなければならないこととと思っています。

それで、そういういろいろな反省点に立って、入札制度改革はもう昨日来、今も財政課の課長がうる詳しく説明されましたので、あえて具体的な内容に突っ込むということよりも今は検討中ということですので、今後そういうものが決まったときにはできましたら議会の方にも報告していただき、そのことをもって私たちが議会としてチェックしていかなければならないと思っています。

では、この入札契約の透明化のところちょっと二、三お尋ねしたいことがあるんですが。まずこの入札結果の公表については、先ほど来、現状は窓口での対応では閲覧ができるようになっている。そしてホームページでも一応結果だけを示しているけれども、入札結果表と同様なものは決裁してないのでそういうふうになっているという前向きな取り組みがされるものと期待しておりますが、そのときにできればその落札率まで書いていただくと親切ではないかなと思いますが、一遍一遍落札率を計算すればわかることですが。今もちろん契約の入札結果表には予定価格、最低制限価格、この最低制限価格の後は事前公表ということでそれも載るといふふうに思いますが、落札率まで入るとより丁寧かなとちょっと思ってます。

随意契約に理由書をつけていくのもそういうふうにしていくということですので、今後私がこの辺に書いてあるいわゆる積極的な情報公開については、ほとんど網羅されて取り組みをされているということですので、あえては聞きませんが、最後にこの情報公開についての一つだけぜひ町の方にしていきたいということでは、現在岡垣町議会では、その入札結果、結果ですね、いわゆる年間の結果の上期と下期、いわゆる半年ごとの入札結果表、結果報告です、表ではなくて。そしてそれには先ほど言いました落札率も入れて議会に報告されているんですね。そして全国的にはこの入札にかかわる積極的な情報公開ということで、例えばこういう3月議会、6月議会、年間大体通常4回行われますけれども、いわゆる四半期に分けて、議会のたびに、いわゆ

る3カ月置きということになると思いますが、3カ月置きにも、貯金ではなくてもその1カ月前ぐらいまでは、そういう結果表を議会に提出されているところも先進的な事例としてあります。

そして、全国区知事会が昨年、おととしから18年度の12月から全国に向けて発信しています。この入札制度改革の中にも、議会への情報として、これはもう提案されています。ですので、議長さんもいらっしゃいますけれども、これは行政からの積極的な情報公開ということで、そして私たち議員がチェック機関として、当然チェックがしやすいように、そういう努力をしていただきたいということを希望しますが、どうでしょうか、その辺に関しては可能かどうか、一言だけでも結構ですが。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

それは不可能ではありません。入札結果表を窓口で閲覧なり、今後はホームページで載せていこう、それは集計された一覧表ですので、それはつくることはやぶさかではありません。岡垣町はそういうふうになっているということですので、ちょっと岡垣町を調査いたしまして、検討させていただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

談合防止に向けて、その罰則規定に関しても、るる説明されましたので、あえてまた再度繰り返すことはございませんが、契約違反に関して、現行10%の対象を広げると、すべての契約に関して何かあった場合は10%にするというような説明を私、受けたような気がします。この契約違反の10%を20%に上げる、いわゆるペナルティーを強化する、これももう各自自治体で、あるいはこれは全国的にそういうふうに罰則強化に向けて動き出していますけれども、この違反率のいわゆる違反率を上げる、この契約金額に対して10%の現行を20%とか上げるということは検討課題には入っていないのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

現時点ではちょっと想定してなかったのですが、他市町の状況なり調べまして、その辺が主流であればその辺も検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

これは少なくとも県は昨年度からこういうものをしてますし、これも罰則強化の中に入ってる一つのテーマだと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それと談合があったときのいわゆる先ほどいろんな規定がありますよね。いわゆる逮捕されたりとだとか、起訴、略式でも起訴されたりとか、そういうものありますけども、その今最長が12カ月と思いますが、この最長12カ月上げると。これはどこも取り組んでいることですが、これに関してはどうだったですかね、先ほどの中に入っていましたでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

具体的な期間は申し上げませんでしたけれども、厳罰化に向けて検討するというので、基本的には県の指名停止措置要綱、これに準じた形にすべきではなかろうかというふうには思っております。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

テーマがちょっと前後しますが、先ほど来、情報公開の中で窓口で入札結果表を閲覧できると。それで私も今議員になって5年目ですけど、議会には同じ入札結果表がちょっとおくれて、ちゃんとコピーして写しが事務局に置いてありますので、私はいつでも見れますが、住民の方々がその入札結果表を見に行こうと思ったとき、あるいは私も議員の前に住民でしたから、そこで閲覧させていただいてましたが、ちょっと参考までに言えば、閲覧するときには氏名、住所、職業とか書かなければなりません。これはどこもそうしてるかもしれませんが、それを見たときに、どちらかという企業の方が多いかなという、それはいつも思うんですが、住民の方というのはなかなかそこまで来て見ない。私もこの間、業者の方々と何度かお会いしてる中で、とにかくあそこで見るとは敷居が高いと。要するに見られとると言うんですね。そういうのもあったりして、この入札結果表が今この仮庁舎でも、あるいは今度建てかえたそこでも二階でしょうから場所もあれですけど、情報公開ということでは本来なら予算書とかそういうものも身近なところで見られるようにという、これは全体的な情報公開の中の一つになるかもしれませんが、その中で私は市民のときに、町民のときに行ったときには、閲覧はできてもコピーができない。コピーが許されていないので、いつもノート、大学ノートに書き写して、それはそれは何十倍という時間を使って作業してきました。

この間、私も他町でいろいろ毎回そのあれを見るんですが、特に水巻町あたりはもうこの1月からホームページで全く同じその入札結果表が、しかも2年前にさかのぼって公表されるようになりました。もうあんなれば一番いいですけど。そしてわざわざ庁舎のあのやっぱり行きにくい場所に行かなくてもいいんですが。ただ窓口でたまたま見よう、コピーをとろうと思ったときに、コピーがもし可能であってもそれは20円という、この情報公開条例も本当に大きな問題で、今どきこの20円というのは、この県下では数自治体しかありません。

そういう意味で、町民により開かれた透明度の高い入札結果については、閲覧ないしは情報公開のあり方をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

確かに現在の運用は議員さんが言われるとおりでございます。当然改めます。ホームページに乗せれば、こういう環境が設定されとるパソコンを使える住民の方はそこからあれする。ただ若干即効性に欠ける可能性はあります。入札結果表ですと、それつくったらコピーしてファイルに閉じれば、その日でも見れるわけですけど、ホームページに乗せるためには若干の決裁の手続きとか、それからもちろんキャパシティの問題もありますし、若干タイムラグがあるかもしれませんが、ホームページには載せるように検討しております。

それから現在は確かに言われるとおりで窓口での閲覧だけ。だから、必要なところを筆記していただくということをしてます。コピーについてもですね、コピーについても可能なように、そしてそのやっぱり受益者負担ということになるでしょうし、コピー代、それからそれにかかわる人件費の一部というような観点から、今情報公開条例で定めております手数料、こちら辺と同額を今いただくようにしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

このコピー代を、それだけ10円ということは現法の条例が改正されなければできないかもしれませんが、これはコピー代だけの問題ではございません。情報公開条例の不備なこの改正も含めて、早々に手をつけていただきたいと思えます。

そういうことで最後の職員倫理条例、これはもう昨日から辻本議員、あるいは川上議員の中でも町の方からの説明、あるいは川上議員からの再度にわたる条例制定を要請されてます。最初の課長の答弁では、担当課長の答弁では、ガイドラインを設けるということでありましたが、これ

がやはり条例というものになりますと、芦屋町の法律になりますから、それだけ町の姿勢というものがこれに反映されるものですから、ぜひ条例制定化をということで早急に設定できるようにご尽力いただけますようお願いいたします。

最後になりました。最後に、芦屋町はこれまで長い間入札契約の見直しが行われておらず、この高落札が続いてきたことでは私もこの間、3年前、昨年9月と続けてこのことを指摘してまいりました。そしてまた昨日からの議員の質問に対して、前向きに検討されるということでは、今後この内容をまた再度点検していこうと思っております。

また今回の事件で職員が業者に情報を漏洩していたとされていることから、再発防止策として昨日来出ておりますいわゆる町民の信託を受けて公務にかかわるものの倫理性を確立して、町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公正な職務を全うできるよう職員倫理条例の制定というのは喫緊の課題として皆さんがそう思っているところがございます。実効性のある条例制定を、条例案を早急に制定していただくことを望みます。

私たち議員や町長など特別職を対象とした芦屋町政治倫理条例の責務規定の中では、町民全体の奉仕者として倫理性を自覚し、高潔性を明らかにして、いやしくも特定の個人や団体の利益を求めて公共の利益を損なうことがあってはならないとしています。

またその中の倫理基準では、町が行う工事などの請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して、特定業者を推薦または紹介するなど有利な取り計らいをしないことや、職員の公正な職務執行を妨げ、その権限もしくはその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこととしています。

このような既存の政治倫理条例と先ほど来、昨日からも言っております新設されるであろうこの職員倫理条例が制定されることで公正で開かれた民主的な町運営が可能になるのではないのでしょうか。もちろん入札契約の制度見直しや職員の倫理条例を広報紙や今後の出前講座などで町民に明らかにして、そして事業の皆様にも支援や協力を求めるため、今後の説明責任、町の説明責任を果たしていただきたいと思っております。

最後に、今後は議会においても半期ごとに、先ほども申し上げましたように、せめて半期ごとに予定価格や落札率を明記した入札結果報告の一覧表を示していただくなど、積極的な情報公開により議会がチェック機関としての機能を高められるよう要望して一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、岡議員の一般質問は終わりました。